

2020年4月8日

報道関係者 各位

特措法に基づく新型コロナウイルス 感染症対策本部の設置

令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づく緊急事態宣言（令和2年4月8日午前0時から効力発生）が発令されたため、令和2年2月3日に設置した春日市新型コロナウイルス感染症対策本部を、特措法第34条の規定に基づく市町村対策本部（本部長：市長）に格上げし、令和2年4月8日に対策本部会議を開催しました。

また、特措法に基づく緊急事態宣言を受けた春日市の方針を別添のとおり決定し、対策を進めていくこととしています。

担当課 春日市健康推進部 健康スポーツ課 健康づくり担当
春日市昇町1丁目120番地（春日市いきいきプラザ内）
TEL 092-501-1134 FAX 092-501-0051
E-mail kenkou@city.kasuga.fukuoka.jp

【リリースに関する問い合わせ】

春日市 経営企画部 秘書広報課 広報広聴担当

〒816-8501 福岡県春日市原町3丁目1番地5

電話 092-584-1111 Fax 092-584-1145

E-mail koho@city.kasuga.fukuoka.jp Web <http://www.city.kasuga.fukuoka.jp/>